

後期高齢者医療保険不服審査 請求の取り組みについて

神奈川県高齢期運動連絡会 事務局長 大河原貞人

■年金者組合の事務所に届いた横須賀市の81歳の一人暮らしの女性の手紙

「私は老齢基礎年金を受けておりますが、少ないので生活が苦しくてどう生きていいのかわかっています。電話もないのです。しかし生活保護は受けたくないのです。」

■「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」の原本同封

*2か月の年金支給額 42,979円。介護保険4,700円、後期保険800円が引かれ
差引き支給総額は2か月合計で37,479円（月18,700円）

生活保護を受けずにじっと我慢し、厳しい生活を強いられている方が、私たちの周りにはたくさんいます（年金額が月15,000円以上の方は、介護保険料と医療保険料が引かれる）。

後期高齢者医療制度

■2008年度にスタートした制度（「高齢者の医療の確保に関する法律」）

●75歳以上の高齢者を囲い込み、家族から切り離し、全員から保険料を徴収し、診療報酬も現役とは別建てに

●年金受給額が年間18万円以上は保険料を強制徴収される

●高すぎる保険料

*当初政府は「公費5割、支援金4割、保険料1割」と説明していたが、現在の保険料は11%強に

神奈川県：1人平均89,000円（月額7,420円）

保険料の賦課限度額は62万円（18年度から）

*医療費がふくらむと保険料を値上げする仕組み

●世代間の分断と対立を煽る制度

*現役世代に支援金を課し「特定保険料」を徴収

後期高齢者医療制度

■2008年度にスタートした制度（「高齢者の医療の確保に関する法律」）

●保険者は都道府県の後期高齢者医療広域連合議会

* 神奈川県は年2回の議会開催で1回2時間、議員は20人

●「差別医療だ」「姥捨て山だ」など全国各地で批判の声が巻き起こった

* 都道府県医師会の6割以上、地方議会の数多くが「反対」「見直し」の意見書を提出

* 2008年6月、野党4党が参議院に「廃止法案」を提出し可決

●これらの批判にあわてた政府は「保険料特例軽減措置」を講じた（当初は「恒久的措置」）

* 2017年度から「特例軽減措置」を3年以内に廃止に
900万人の方（6割）が保険料が引き上げに

編集・発行
 きらっとシニア倶楽部
 〒188-0011
 西東京市田無町5-5-12
 田無総合福祉センター4階
 Tel・Fax 042-478-7701
 メール・アドレス
 kiratto-senior@com.oss.soc.jp

このまちにほまる
きらっと☆シニア
 今号のテーマ：「生活の知恵」

もくじ
 ☆ 姨捨伝説にみる三つの知恵 1冊
 ☆ 「生活の知恵あれこれ」 2-3冊
 ☆ インターネットで調べる 3冊
 ☆ 「トンボのめがね」 4冊
 「まちの声」
 一同としまして 紀水道雄
 編集後記



絵本(ポプラ社)の表紙から



「怒りの姨捨山一揆」の標幟

姨捨山伝説にみる三つの知恵
 医療制度改悪の怒りの
 きらっとシニア倶楽部の例
 会、本報のテーマ「生活
 の知恵」について話し合っ
 てきた。姨捨山伝説
 が題材のぼた餅、口福の
 のために、お年寄りに行くと
 親を息子山に捨てる行儀と
 いふ話である。これは長野
 の知恵の里(現由志)に伝
 わる伝説だが、近代にな
 った(姨捨山)にもなり、
 映画にもなっており知られ
 ている。

昨年(ボプラ社)の表紙から
 「怒りの姨捨山一揆」の標幟

山に捨てられる者であり
 が、晴い後遺症を患った
 ために母親は、道に迷わな
 いう枝を折り道に捨ててい
 たその心遣いに動いて思
 った。

子は、母を捨てずに家路に
 く、道へへはの杖使
 知恵が、母を捨てるという非
 道から息子を救ったのである
 国家教の知恵
 国を建てた知恵
 天で建てた知恵
 きなければあんな国を攻め
 るという頼朝の国から
 突き付けられた。困り果てた
 支配者が、どうしたらよいか
 と、おれを出した。塩水
 で洗ったら縄をなうて地
 けよ」と山に連れ帰っ
 た母親が知恵をたし、する
 と頼朝が解けた。天になった
 縄を支配者に差し出した息子
 は、その知恵はは・・・と
 母親の口を白した。支配
 者は年寄りの大切さが付
 き、年寄りを捨てるつもり
 が廃止されたといふ。

年寄りの大切さを知る
 第二の知恵
 昔は、食物がなくて口福
 ろうのために老を捨てたな
 どといふのは、いかにもあり
 そうな話である。しかし、こ
 れは、作り話で、鎌倉国では
 いざ知らず我が国ではそんな
 風習はなかつたといふのが定
 説になりつづいて、ではどう
 して、姨
 捨山伝説
 ができた
 のか
 第三の知恵
 ねた人間
 を捨てる
 というシロキンの内
 で興味を引き、お年寄りを
 伝える教訓書に仕立てけた
 のが真相らしい。そこは高橋
 作者の大きな知恵を統
 括してかかっている。現代、
 高齢社会を迎えて、各方面
 の議論の中に、姨捨山伝説が
 引用されている。

とらで、西東京市には現
 在、この森公園(内に
 碑)とあられる朝霧
 のための備忘録の記念が
 ある。見るとお年寄りの
 柱を置いた13組の礎石がた
 が、奥行き高きときこそ、
 間口の大きな者で、13の
 部屋に分かす。そこに大き
 んの影が響きわたった。こ
 の力ある備忘録が寄り合、作
 られた設備が、姨捨山
 だけにして許さなないための
 「知恵」をたすよ。(北原町文)

医療制度「改悪」で怒りの姨捨山一揆の声

昨年(2008年)の春から秋にかけて、75歳を区切りに後期高齢者を対象にした医療保険制度が世紀の悪法だとして、さかんに世論の批判を浴びていた頃、**通称で姨捨山といわれている冠着山のふもとの広場で「怒りの姨捨山一揆」と銘打った集会が開かれた。集会で「姨捨山伝説は、お年寄りの大切さを伝えるもの、後期高齢者医療制度はお年寄りを大切にしているとは思えない」ことが確認された。**

「特例軽減措置」廃止は高齢者を直撃

■2017年度～2019年度の3年間で廃止

●均等割

- ①年金収入80万円～168万円の人8.5割軽減
- ②年金収入80万円以下の人9割軽減

* 廃止によって、①は月額570円⇒1,130円に(2倍)
②は月額380円が1,130円に(3倍)

●所得割

年金収入153万円～211万円の人5割軽減を18年度に廃止

* 所得割額が月4,400円に倍加、均等割額を加えると6,290円に

●75歳まで「扶養家族だった人」の9割軽減も段階的に廃止

* 17年度は月額380円が1,130円に3倍、18年度は1,890円と5倍
19年度は3,770円と10倍に

●神奈川県の後期高齢者の所得

* 「なし」55%、「200万円未満」89%、「300万円未満」94%

不服審査請求の意義と成果

- 当時のたたかいの中心の方は後期高齢者に
- 「高確法」に第128条
 - * 「不服がある者は審査請求できる」・・・国民の持つ権利を行使
- しかし、運動はなかなか広がらなかった
 - * 「特例軽減廃止」が出され改めて反撃の機会に！
- 広域連合議員との懇談を重視
 - * 「広域連合議員は名誉職ですよ」・・・東京新聞の記者
 - * 「後期高齢者医療制度の仕組みは複雑で、事務局の提案文書を読んでも理解できないんだ」
 - * 「発言しようがないので『賛成』と起立するだけなんだよ」

不服審査請求の意義と成果

- 不服審査請求のつどいを県内9か所で180人が参加
 - * 昨年と比べて保険料が2倍に・・・問い合わせても？
 - * 制度の説明を聞いて、改めて怒りが込み上げてきた
 - * 多くの人にこういう機会を知らせないといけない
- 112人の方が「不服申請書」を神奈川県医療課に提出
 - * 「高齢者を差別するこの制度を廃止してほしい」
 - * 「年金は引き下げられ、保険料は上がり高齢者いじめだ」



不服審査請求の意義と成果

■今年3月27日の第1回広域連合議会で保険料引き下げを可決

- 剰余金（140億円）を活用し1人2,590円を引き下げた
 - * 保険料を高く設定・・・支出が予算を下回り140億円の剰余金
 - * 1人当たりの医療費が診療報酬マイナス等で減少
 - * 1人当たりの被保険者所得が1.2%減少・・・公的年金引き下げの影響と（**受診抑制**）
- 白井まさ子共産党横浜市議の質問
 - * 保険料の特例軽減廃止・縮小により新たな負担増で影響大（17年度は11.6万人が対象となり8億6,000万円の負担増）
 - * 112名が「高い保険料不服」と審査請求・・・誠実な対応を！

不服審査請求の意義と成果

■ 白井議員のさらなる追求にまともな答弁が出来ない

- * 医療費適正化計画等による医療と介護計画の影響への対応を
- * 受診控えが起きない保険料の設定・財政安定化基金の活用を
- * 広域連合議会開催時期は、市町村議会の予算確定で問題
- * 全ての市町村から議員が選出されるよう、議員定数の改善を
- * **社保協・県高連・年金組合の陳情を採択すべき**
 - ①保険料のさらなる引き下げ、②神奈川県に支出金増額の要請を、③「特例軽減」廃止の中止を国に求めること

■ 陳情書の「玄関払い」は改められた

- * 昨年まで議会運営委員会終了と同時に「不採択」文書を配布
- * 3団体が陳情書を提出し、広域連合議員と懇談をおこなった
- * 今年は陳情団体を増やすか？

「後期高齢者医療保険料不服」を審査会に届けましょう

7月下旬から9月初旬

＜各地域での不服審査請求のつどい開催＞

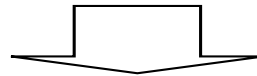
- 「不服審査請求とは」「後期高齢者医療制度とは」の学習のつどい
- 「不服審査請求書」の作成・・・**「保険料決定通知書」と印鑑を持参**



9月中旬頃

＜神奈川県後期高齢者医療審査会への不服「審査請求書」の提出＞

- 各地の代表による提出・・・県健康保険局・保険医療部



採決時期は「年明け」

＜神奈川県後期高齢者医療審査会の審理・採決＞

- 処分庁（保険者＝神奈川県後期高齢者医療広域連合・市町村）の弁明書
- 弁明書に対する「不服審査請求者」の「反論書」
- 「反論書」に対する処分庁からの「再弁明書」
- 県後期高齢者医療審査会の審理・採決（裁決書の被保険者への送付）

裁判まで考えていません

「裁判までやるの・・・」という心配の声があると思いますが、そこまでの運動は考えていません。
「高すぎる保険料は耐えられない」という世論を喚起する運動です。

後期高齢者医療の保険料 「不服審査請求」にご参加を！

<「不服審査請求」の取り組みの目的>

…「高すぎる保険料には耐えられません」

- ① 高齢者を差別する制度に強制的に加入させ、保険料を徴収することは許されません。
- ② 保険料が上がり続け、制度が続く限り高齢者の生活を脅かすものです。
- ③ 「特例軽減措置」の廃止により、後期高齢者医療の対象者の多くの方の保険料が引き上がります。
- ④ 年金給付は下がり続け、第7期の介護保険料は神奈川県平均で月額5,300円の水準に達し、消費税8%増税も実施され、もう負担に耐えられません。

神奈川県広域連合議会は保険料を1人平均2,590円引き下げました。不服申請の成果！

【持参するもの】

① 印鑑

代理人の場合は、本人と代理人の両方の印

② 今年度の後期高齢者医療保険額決定通知書と同封の資料

7月中旬に市町村から送られています
(市町村の通知日の確認に必要です)

※「介護保険料」の通知ではありません

【不服審査請求のつどい】

日時：2018年 月 日（ ）
＝：～：＝

会場：

<会場地図>

簡単にできます

- ◎ 「審査請求」用紙はこちらで準備します
- ◎ 「名前」と「住所」を書き捺印するだけ
- ◎ 代理人は、どなたでもなれます

- 不服「審査請求書」は、神奈川県後期高齢者医療審査会に提出します。
- 以降、審査会での審査が行われて、年明け頃に採決されます。

【主催・問い合わせ先】

憲法9条守れ！ 25条生かして安心

